

第 13 章 その他の金融業の監督をめぐる動き

第 1 節 貸金業者の監督をめぐる動き

貸金業者の数の推移

貸金業者の登録数は、平成 15 年 3 月末現在、26,281 業者（うち財務局登録 929 業者、都道府県知事登録 25,352 業者）となり、平成 14 年 3 月末から 1,270 業者減少した。

行政処分

平成 14 事務年度中における財務局登録の貸金業者に対する行政処分は次の 9 件であった。

- ・ 不正な登録等の法令違反が認められた 2 社を含む関東財務局、近畿財務局登録の業者 3 社に対する登録取消し処分。
- ・ 高金利違反等の法令違反が認められた関東財務局、東北財務局登録の業者 2 社に対する業務停止処分。
- ・ 日賦要件違反等の法令違反が認められた近畿財務局、東北財務局登録の日賦貸金業者 4 社に対する業務停止処分。

政府広報等を利用した啓発活動（資料 13 - 1 - 1 参照）

貸金業を無登録で行ったり、出資法違反の高金利貸付（年利 29.2% 超の貸付）を行う違法な金融業者による被害が深刻な社会問題となっている（いわゆるヤミ金融問題）。

金融庁としては、「悪質な貸金業者にご注意」、「090 金融にご注意」等と題し、テレビ、ラジオ、新聞等の広告媒体を通じた政府広報を行い、違法業者の存在、手口について注意喚起し、違法業者から借入れをしないよう被害防止の観点から啓発活動を行ってきた。

また、財務局長登録番号を詐称する違法な金融業者について、詐称している登録番号、勧誘手段等を金融庁のホームページにおいて公開し、注意喚起を行った。

貸金業の登録審査等の一層の強化（資料 13 - 1 - 2 参照）

最近の捜査当局によるヤミ金融業者の摘発等において、登録業者の中にも悪質な金融業者が存在することが確認されている状況に鑑み、平成 15 年 4 月 1 日より新規登録及び登録換えに係る申請の審査等の一層の強化を図ることとした。

具体的には、当該申請者の貸金業を営む意思の有無を確認するための手段として、登録申請者に対するヒアリングの際の重要な使用人の同席、本人確認を行うための写真付きの公的な証明書の写し等の提出を要請すること、これらの審査と併せて、登録後3年未満の貸金業者に対する検査を重点的に行うこと等の措置をとることを財務局に指示し、地方公共団体にも助言・勧告を行ったところ。

登録貸金業者情報検索サービス運用開始（資料13-1-3参照）

これまで、各財務局登録及び東京都、宮城県、埼玉県、群馬県、長野県、静岡県、京都府、和歌山県、鳥取県、福岡県、大分県の各都府県登録の業者については、各ホームページ上で貸金業者名を検索することが可能となっていたが、資金需要者の保護の観点からは、全国の貸金業者の登録の有無が確認できることが望ましく、無登録業者からの借入れによる被害の未然防止に資することから、今般、金融庁ホームページにおいて、全国の財務局又は都道府県に登録されている貸金業者（財務局登録：約900先、都道府県登録：約24,000先。富山県登録の貸金業者の一部及び京都府登録の貸金業者を除く。）の登録内容を一括して検索できるシステムを構築し、平成15年5月29日より運用を開始した。

第2節 抵当証券業者の監督をめぐる動き

抵当証券業の規制等に関する法律は、昭和60年代に入り抵当証券のカラ売り、二重売り等の詐欺による被害が社会問題化したのを受けて、こうした被害を未然に防止する観点から、「登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保し、もって抵当証券の購入者の保護を図る」ことを目的として制定された。

抵当証券業者の登録数については、バブル期に急速に増加し、ピーク時には175社（平成3年度）であったが、バブル崩壊後の不動産市況の低迷等の影響もあり、15年3月末で33社（代理・媒介のみを行う証券会社を除けば26社）まで減少している。

第3節 前払式証票発行業者の監督をめぐる動き

前払式証票発行業者の概況

昭和57年のテレホンカード発売以降、新たな決済手段としてプリペイドカードが急速に普及してきたことを背景に、プリペイドカード等に関する研究会の検討等を経て、「商品券取締法」を全面改正した「前払式証票の規制等に関する法律」が平成元年12月に成立し、翌2年10月から施行された。

前払式証票には、自家発行型前払式証票と第三者発行型前払式証票があり、自家発行型前払式証票とは、前払式証票の発行者（当該発行者と政令に定める密接な関係を有する者を含む。）から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に限り、これらの代価の弁済のために提示、交付その他の方法により使用することができることとされている前払式証票及び発行者に対してのみ、提示、交付その他の方法により、物品の給付又は役務の提供を請求することができることとされている前払式証票をいい、第三者発行型前払式証票とは、自家発行型前払式証票以外の前払式証票をいう。

前払式証票の発行者には、自家型発行者と第三者型発行者があり、自家型発行者とは、自家発行型前払式証票のみの発行者（その発行者から営業の全部を譲り受けた者及びその発行者の一般承継人を含み、その発行した自家発行型前払式証票の基準日未使用残高があるものに限る。）である法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）又は個人をいい、第三者型発行者とは、登録を受けて第三者発行型前払式証票の発行の業務を行う法人をいう。

平成15年3月末現在、自家型発行者の届出件数は428件、第三者型発行者の登録件数は1,509件となっており、第三者型発行者の登録件数は平成7年3月の1,672件をピークに、漸減傾向となっている。

前払式証票の発行保証金の還付手続

前払式証票の購入者の利益を保護するため、発行された前払式証票の基準日における未使用残高が1,000万円を超える発行者については、未使用残高の2分の1以上の発行保証金の供託等が義務づけられており、仮に発行者に不測の事態が生じた場合には、前払式証票の所有者が財務局に申立等を行なうことにより、還付手続が行われることとなる。

関係財務局において、13事務年度に発行保証金の還付手続を開始した（株）松菱（東海財務局管内）及び（株）亀屋みなみチェーン（東北財務局管内）（株）マルシェ（北陸財務局管内）の前払式証票について、14事務年度に配当を実施した。

また、14事務年度に入り、（株）北海道市場買受人協会（北海道財務局管内）（株）エフティ（北陸財務局管内）アムカード（株）（関東財務局管内）の前払式証票について、発行保証金の還付手続を開始した。なお、（株）北海道市場買受人協会の前払式証票については配当も実施した。

発行保証金の還付手続数累計は20件となった。

第4節 S P C等の監督をめぐる動き

I S P C等の概要

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下S P C法）は、金融制度調査会答申において、資金調達手段の多様化を図る上での環境整備を行う必要性が提言されたことを受けて、①S P Cが業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保する、②特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券購入者等の保護を図ることにより、一般投資家による証券に対する投資を容易にする、等を目的として平成10年6月に成立し、同年9月から施行された。その後、金融審議会での21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の観点からの検討を踏まえ、平成12年5月に法改正が行われ、同年11月に施行された。

新法における特定目的会社の届出件数は、平成15年3月期末現在で179件となり、14年3月期末から76件増加した。また、届出先の内訳は関東、近畿、東海、中国、九州、福岡の各財務（支）局となっており、地方都市においても、新法に基づく資産の流動化が活用されている。

なお、旧法における特定目的会社の登録件数は、平成15年3月期末現在で49件となり、14年3月期末から5件減少した。

II 資産の流動化の状況

平成14年9月末現在における資産対応証券の発行残高等（注）は、2兆6,721億円であり、平成13年9月末と比較して1兆2,856億円増（+92.7%）となった。（内訳新法に基づくS P C：1兆5,707億円、旧法に基づくS P C：▲2,851億円）

流動化対象資産別に見ると、不動産2,414億円（前年同月比1,954億円）、不動産の信託受益権6,422億円（同2,853億円）、指名金銭債権9,260億円（同2,523億円）、指名金銭債権の信託受益権8,308億円（同5,210億円）、その他有価証券等317億円（同317億円）となっている。

（注）「資産対応証券の発行残高等」とは、優先出資、特定社債、特定約束手形、特定目的借入れ、資金の借入れ（特定目的借入れを除く。）及び特定目的信託の残高の合計額。

第5節 確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き（資料13-5-1、2参照）

確定拠出年金制度は、少子高齢化の進展、雇用の流動化等社会経済情勢の変化に鑑み、厚生年金基金、国民年金基金等の年金制度に加えて、本人若しくは事業主が従業員のために拠出した掛金を加入者等が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができる公的年金に上乘せする年金制度として、平成13年6月に法案が成立し、同年10月施行された。

確定拠出年金法において、個人に関する記録の保存、運用の方法の選定及び提示等の業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登録を受けなければならないとともに、両大臣が必要な監督を行うこととされている。なお、内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に、金融庁長官権限の一部は財務局長等に委任されている。

15年5月末現在の登録数は644法人となり、14年5月末から460法人増加した。